

天草市設備投資資金利子補給補助金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、経営の近代化及び経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化を促進することを目的として、積極的に事業展開を推進する市内の中小企業者等が設備投資のために事業資金として借入れた借入金に対して、天草市設備投資資金利子補給補助金（以下「利子補給補助金」という）を交付することに関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48条）（以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 この要領による利子補給補助金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という）は、次の各号すべてを満たすものとする。

- （1） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- （2） 法人の場合は本店の所在地、個人の場合は住所地を市内に有する者で市内で事業を行っている者
- （3） 500万円以上の設備投資のための資金借入れを行った者
- （4） 市税を滞納していない者
- （5） 天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者でない者

（利子補給補助金対象事業）

第3条 利子補給補助金の対象事業は、次に掲げるものとする。

- （1） 事業用店舗、倉庫（事業用車庫を含む。）、工場又は事務所の新築事業又は増改築事業（用地取得費及び住居その他の用途に使用する部分を除く。）
- （2） 事業の用に供する機械設備（特殊自動車及び特種用途自動車、並びに道路旅客運送業及び道路貨物運送業に用いる自動車を含む。）の導入事業（間接的な機械設備を除く。）
- （3） 顧客用の無料駐車場の新設事業又は改良事業（用地取得費及び自家用駐車場設備を除く。）
- （4） 公共事業等の施行に伴い改装し、又は移転する事業（補償の対象となった部分については、その額を控除し、かつ、住居その他の用途に使用する箇所を除く。）

(利子補給補助金の対象借入金融機関)

第4条 利子補給補助金の対象借入金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 政府系金融機関
- (2) 市内に事業所を有する銀行法第2条に規定する金融機関
- (3) 信用金庫
- (4) 信用組合
- (3) 農業協同組合
- (4) 漁業協同組合
- (5) 商工業経営安定事業協同組合

(利子補給補助金の額、補助割合、補助限度額及び対象期間)

第5条 利子補給補助金の額は、申請者が取扱金融機関に毎年1月1日から12月31日までの間に支払った額（延滞利子の額を除く。以下同じ。）とする。

- 2 利子補給補助金の割合は、借入金利息のうち、年利5.0パーセント以内で前項の期間に支払うべき利息を支払った額の4割以内とする。
- 3 利子補給補助金の限度額は、第1項の算定期間において20万円とする。
- 4 利子補給補助金の期間は、事業完了後、初回返済日から3年以内36回分を限度とする。

(借換え)

第6条 借換え後の利子補給額については、既往借入金の残額分に限り対象とし、利子は初回及び借換え後のいずれか低い利率を対象とする。

(利子補給補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、天草市設備投資資金利子補給補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、2月末日までに本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会を通じて、市長へ提出するものとする。ただし、第1号及び第5号については初年度のみ添付することとし、第3号は初年度及び変更のあった場合のみ添付することとする。

- (1) 設備投資資金利子補給補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 計算基礎書（様式第3号）

- (3) 資金借入契約書等借入れを証する書類の写し及び償還計画書等の写し
- (4) 設備投資資金利子補給補助金支払実績証明書（様式第4号）
- (5) 設備投資の内容が確認できるもの（内訳の分かる見積書又は請求書、領収書、設計図、カタログ、写真等）
- (6) 市税等納付状況調査同意書（様式第5号）
- (7) 市長が必要と認めるもの

（利子補給補助金の交付決定及び確定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、利子補給補助金を交付すると決定したときは、申請者に対し天草市設備投資資金利子補給補助金交付決定及び確定通知書（様式第6号）（以下、「交付決定及び確定通知書」という）により、利子補給補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し天草市設備投資資金利子補給補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の請求）

第9条 市長から前条による交付決定及び確定通知書を受けた申請者は、天草市設備投資資金利子補給補助金交付請求書（様式第8号）を市長へ提出するものとする。

（利子補給補助金の返還等）

第10条 市長は、利子補給補助金の交付を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給を取り消し、又は交付した利子補給補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第2条及び第3条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 利子補給期間において借入金の返済を滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に存する補助金等交付申請書による申請は、この要領の施行の後においても、当分の間、第7条の規定による申請があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年12月26日から施行する。